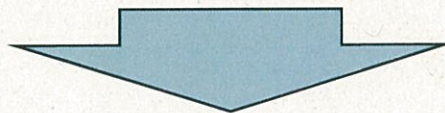


独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案の概要

改正の背景

○ 林業の成長産業化の推進に当たり、意欲と能力のある林業者等が経営規模の拡大を図るため、円滑に債務保証を受けられるようにする必要。

- ① 信用基金の林業者等に係る業務は、出資者である林業者等の債務保証を行うことに限定
 ⇒ 森林経営管理制度により、経営管理実施権の設定を受けた林業者等のうち、債務を増加させて規模拡大を行うという経験に乏しいものは、計画的な資金繰りができないおそれ
- ② 林業者等のうち会社にあつては、信用基金から債務保証を受けるための規模要件(資本金1,000万円以下、常時使用する従業員300人以下)あり
 ⇒ 経営規模は制定当時より拡大しており、現行の要件では限られた会社しか債務保証を受けられない
- ③ 林業者等が債務保証を利用するには、信用基金に出資する必要があるが、出資持分の払戻しは法で禁止されており、保証利用が終了しても出資持分を回収できないことが林業者等にとって過大な負担
 ⇒ 林業者等の債務保証利用の妨げとなり、規模拡大を断念するおそれ



法案の概要

1. 信用基金の業務の追加

- 信用基金の業務として、森林経営管理法による経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等を追加 (第12条)

2. 債務保証の対象の拡大

- 林業を営む会社が債務保証を受けるための資本金に係る要件を「1,000万円以下」から「3億円以下」に引上げ (第13条)

3. 林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し

- 林業者等に対し、出資持分の額の全部又は一部の払戻しを行えるような仕組みを措置 (第7条の2)